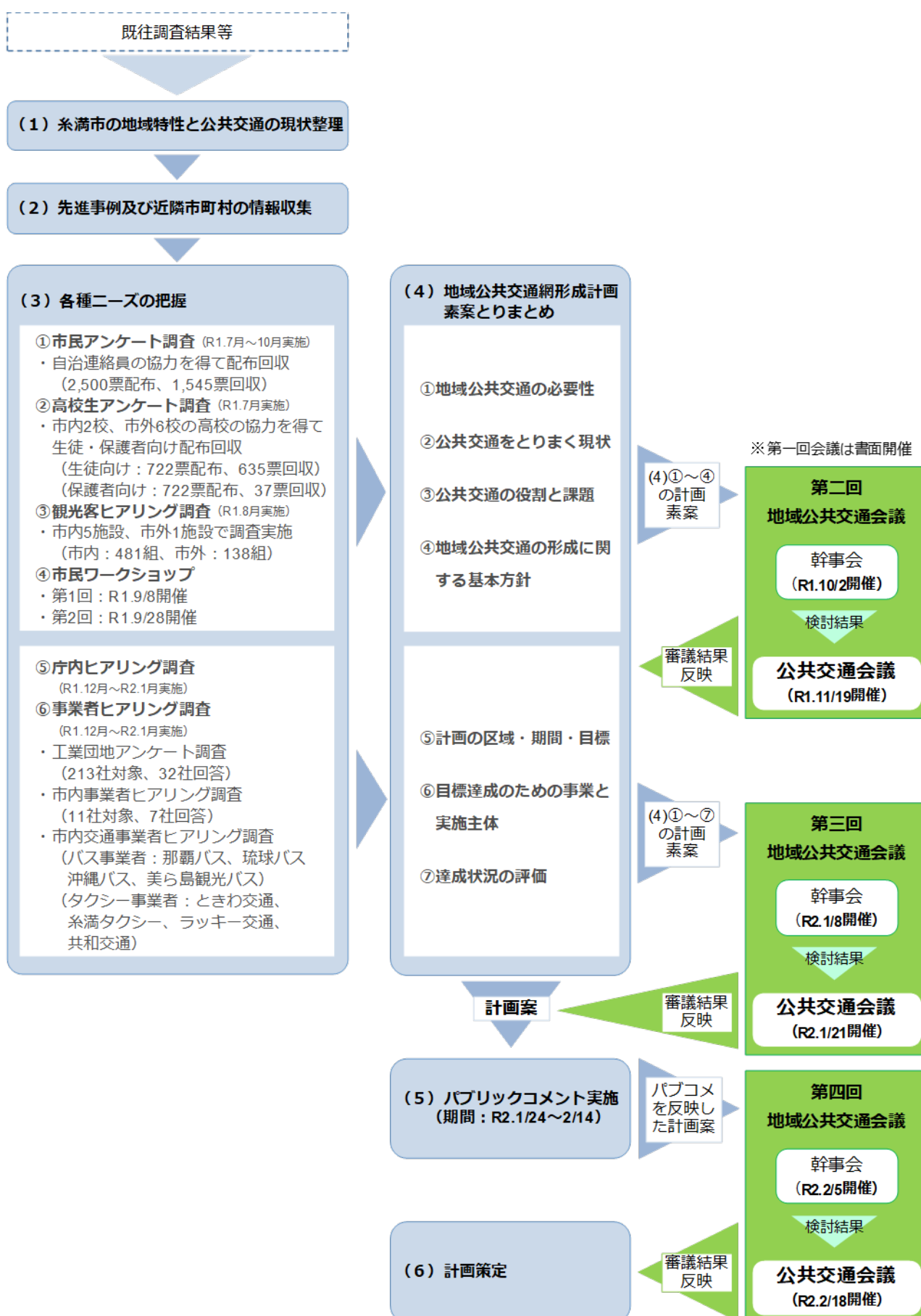


▼計画検討の経緯



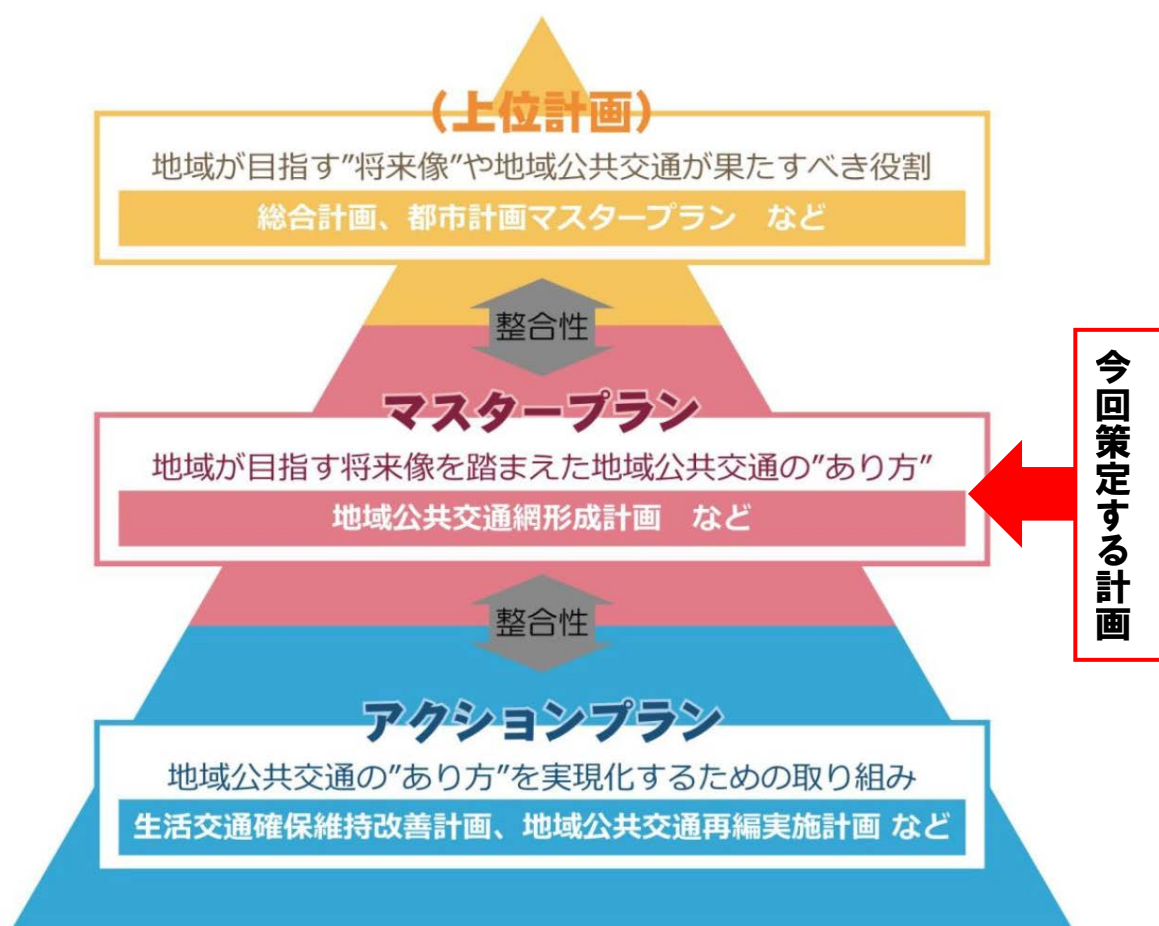
▼「地域公共交通網形成計画」の位置づけ

■地域公共交通に関する計画

法律や制度などに基づいた地域の公共交通に関する計画としては、「地域公共交通網形成計画」や「地域公共交通再編実施計画」「生活交通確保維持改善計画」などがあります。

「地域公共交通網形成計画」は、地域公共交通の“あり方”などを示す『マスタープラン』的な役割を持った計画として位置付けられます。一方で、「地域公共交通再編実施計画」や「生活交通確保維持改善計画」などは、マスタープランで示された“あり方”を実現化していくための『アクションプラン』のようなものにあたります。

これらの計画は、市の「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの『上位計画』で示されている「地域が目指す将来像」などと整合が図られることはもちろん、計画相互の整合性にも十分に配慮しながら策定していく必要があります。



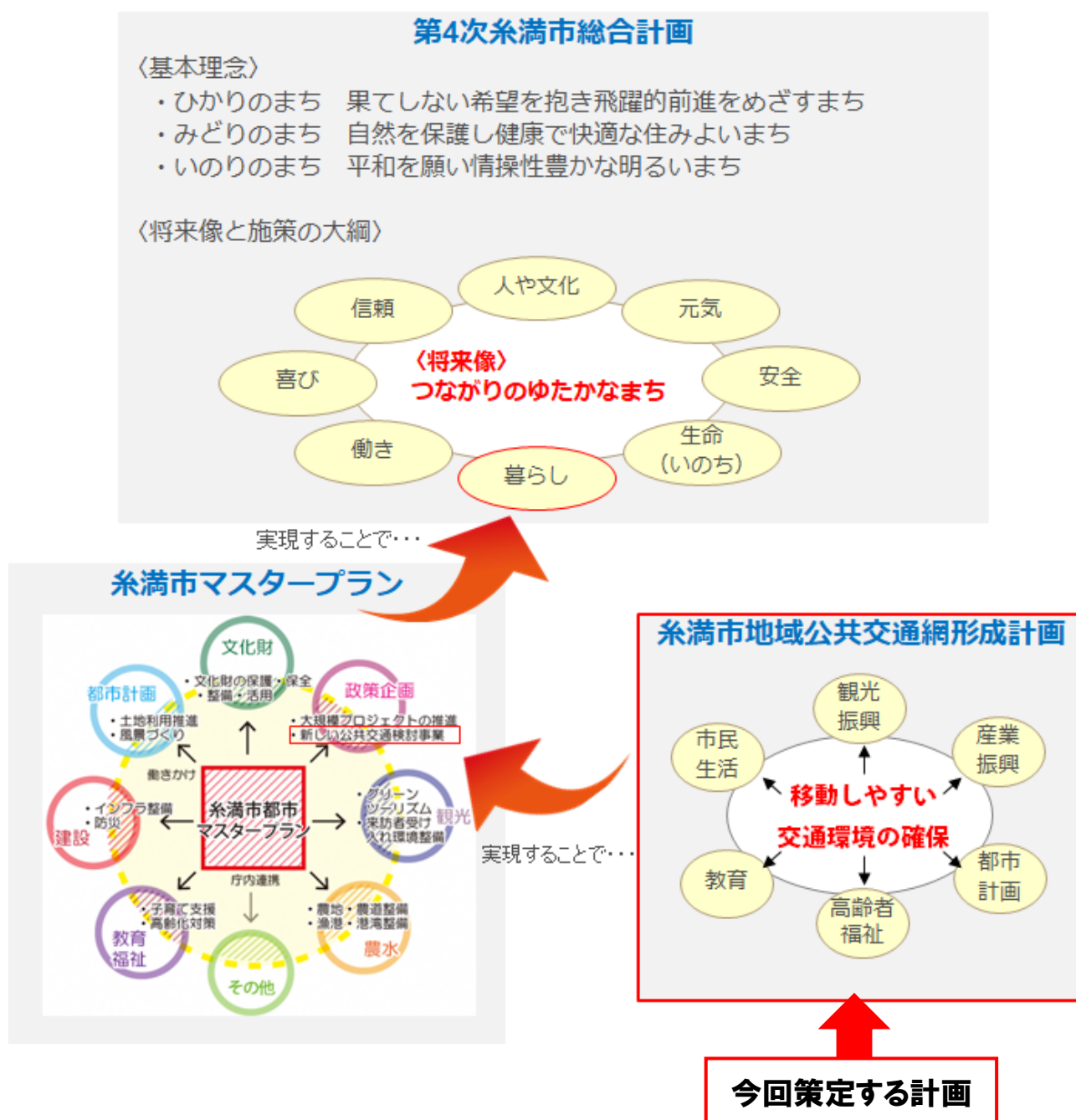
▲公共交通関連計画の体系（概念図）

※参考：国土交通省九州運輸局「なるほど!!公共交通の勘どころ」

■糸満市における「地域公共交通網形成計画」の位置づけ

活性化再生法（第5条）では、「地域公共交通網形成計画」とは、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものとされています。この計画を策定することで、地域の取組が計画的に進められ、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることを目的としています。

糸満市では、「地域公共交通網形成計画」を上位計画である糸満市マスタープラン（H30年8月）の将来像である「つながりが生み出す新しいまちのカタチ～ネットワークによる都市機能の再編に向けて～」を実現するために、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとして位置づけます。



▲糸満市の上位計画における網形成計画の位置付け